

令和6年10月7日
地域振興部スポーツ振興課

亀戸野球場・庭球場の休場について

1 施設概要

- (1) 名称 亀戸野球場・庭球場（亀戸2-6-50）
- (2) 面積 12,887.5㎡
- (3) 開設 昭和45年7月
- (4) 内容 野球場2面・庭球場2面



2 経緯と現在の状況

- ・都が水道局職員の福利厚生施設として、昭和45年に亀戸給水所上部に設置。区が都より使用許可を受け亀戸野球場・庭球場として利用。
- ・施設の老朽化を踏まえて、都は令和6年度末で福利厚生施設として廃止し、7年度以降に現施設を解体・撤去。
- ・都からは今後の施設利用意向に関する照会があり、区としては可能であれば引き続きスポーツ施設としての利用を希望。
- ・再整備にあたっては、荷重制限や躯体へのアンカー打ち込み不可等の制約があり、与条件を踏まえると、現在と同程度の高さ約10mの外周フェンスの設置は困難となる可能性が高い。

3 休場時期（予定）

令和7年4月1日（火）から（終期は未定）

4 周知方法

区報、区・指定管理者ホームページ及び関係施設での掲示により周知する。

5 今後の予定

当該施設の今後の活用方法については、都水道局と協議の上、躯体の状況や再整備による躯体への影響、建築上の制約等を踏まえて検討していく。